

## ■ 国民健康保険（～74歳）加入者の皆様へ ■

### 国民健康保険被保険者証が8月1日から切り替わります！

8月1日からの保険証は、7月下旬までに郵送する予定です。

(保険証の有効期限は、令和元年8月1日～令和2年7月31日です)

#### ▶ 70歳～74歳の方

「被保険者証」と「高齢受給者証」を一体化し、一部負担金の割合を記載した「被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

※青色の高齢受給者証は平成30年度に廃止。

茨城県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	有効期限 令和 年 月 日 記号番号
氏名	〇〇 年 月 日 性別
生年月日	〇〇 年 月 日 負担割合
適用開始年月日	
世帯主氏名	茨城県潮来市〇〇
住所	見本
高齢受給者証発効期日	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
交付者の名称及び印	潮来市
保険者番号	茨城県潮来市社626 080531

70歳～74歳以下の被保険者に対しては、「兼高齢受給者証」、「高齢受給者証発効期日」及び「負担割合」が表記されます。

「負担割合」に割合を記載

- ・ 2割
- ・ 3割

#### ▶ 「国民健康保険被保険者証」の更新について

##### ○ 会社の健康保険に加入、又は脱退した時、市外へ転出した時は手続きが必要です

社会保険等に加入した方は、国保を喪失する手続きが必要となりますので、国保保険証と新しい健康保険証の両方を市民課窓口（2番）にお持ちください。

市外に転出した方は、潮来市の国保保険証は使用できませんので、返却をお願いします。

##### ○ 転出している学生の方は、手続きが必要です

就学などによる転出後も引き続き潮来市の国保を使用する場合には、在学証明書、認印及び運転免許証等身分証明書を持参のうえ、学生保険証の交付手続きをお願いします。

※毎年手続きが必要です。

※世帯主の方がお越しになれない場合は委任状が必要となります。

##### ○ 退職国保（緑色）の被保険者証をお持ちの方

保険証の有効期限は、65歳の誕生日の当月（1日生まれの方は、誕生月の前月）までになります。有効期限が切れる前に、一般国保（オレンジ色）の保険証を郵送します。

退職国民健康保険被保険者証	有効期限 令和 年 月 日 記号番号
氏名	〇〇 年 月 日 性別
生年月日	〇〇 年 月 日 (被扶養者)
適用年月日	
世帯主氏名	茨城県潮来市〇〇
住所	見本
交付年月日	令和 年 月 日
交付者の名称及び印	潮来市
保険者番号	茨城県潮来市社626 67080531

「適用年月日」の右余白に（本人）又は（被扶養者）と標記して識別

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線129・124

**白十字看護専門学校**

～学校見学会のご案内～

**【期 日】 7月31日 (水)**

9時半～10時半 (受付：9時20分～)

※当日は学校祭を開催しています。見学会終了から午後1時まで、学園祭の見学ができます。

**【申込方法】** 電話又は白十字看護専門学校HPから

**【お問合せ】 白十字看護専門学校 ☎92-3891**